現場説明書

1 工 事 名 山中管理立坑昇降梯子設置工事

2 監督員技術部水道施設課

説 明 事 項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この工事の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、工事請負契約書又は工事請負請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の上下水道局契約規程によりその例によることとされている契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は工事場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 契約の保証について

契約の保証

要

不要

契約の保証を付す場合は、落札者は、契約書等の案を提出するとともに、次の各号のいずれかの書類を提示又は提出すること。ただし、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とすること。

- (1) 契約保証金の納付を証する領収書
- (2) 契約保証金に代わる担保としての国債又は地方債等
- (3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、横須賀市上下水道事業管理者が確実と認める金融機 関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会 社の保証書
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証証券
- (5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の証券

3. 前払金について

前払金

する

1-721-

前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

4. 中間前払金について

中間前払金

オス

1726

中間前払金を受けようとする場合は、申請手続が必要なので、要件を満たした旨を申し出ること。

5. 部分払について

部分払

する(回以内)

しない

6. 継続事業に係る工事の各会計年度別支払限度額及び前払金について

(1) 継続事業に係る工事の各会計年度における請負代金額の支払限度額及び前払金の上限割合は、次のとおりであ

=	5.		
	会計年度	支払限度額 - (請負代金額:対する割合)	前払金の上限
	初年度(年度)	 %	支払限度額・請負代金額の%
	第2年度(年度)		支払限度額・請負代金額の%
. [第3年度(年度)	%	支払限度額・請負代金額の %

(2) 各会計年度における請負代金額の支払限度額は、請負者決定後工事請負契約書を作成するまでに請負者に通知する。

7. 契約に関する事項について

- (1) 設計図書関係
 - ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
 - イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合 を除き、請負者の責任において定めること。
 - ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とじし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあっては、別冊とすること。
- (2) 提出書類関係

子 請負代金內訳書 要提出

要提出(契約締結後7日以内)

提出不要

イエ程表

要提出(契約締結後7日以内)

提出不要

ウ 着 手 届

着手後5日以内に提出すること。

工 現場代理人及び主任技術者等届

契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。

才 下請負関係書類

下請負を発注の都度、下記書類の写しを提出すること。

- ·施工体制台帳
- ・施工体系図
- ・再下請負通知書(再下請負の発注がある場合)

力 直営工事届

下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

ア支給材料

あり

なし

イ貸与品

35 p

なし

(5) 条件変更等の関係

工事の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により工事内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により工事内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、工期の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分

あり

なし

(8) 火災保険等の関係

火災保険その他の保険の付保条件

あり

なし

8. 現場代理人の常駐義務について

請負代金額が500万円以上の工事について現場代理人は常駐とするが、横須賀市ホームページ > 入札の広場 > 工事 > 入札制度関連情報<工事> において、重複配置の特例がある場合は兼務することができる。

9. コリンズの登録について

請負者は、受注時又は変更時及びしゅん工時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) しゅん工時登録データの提出期限は、しゅん工後10日以内とする。
- (3) 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 10 日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時としゅん工までの間が 10 日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

10. 建設業退職金共済制度への加入について

- (1) 請負者は、建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)に加入するとともに、その対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 証紙購入状況等を把握するため、当初工事請負契約代金額が500万円以上の場合は、別に定める「建設業退職金共済関係提出書」(第1号様式(建退共))及び「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」(第3号様式(建退共))を工事しゅん工時に、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」(第2号様式(建退共))を工事請負契約締結後1箇月以内に監督員へ提出すること。

共済証紙を購入した場合は、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」(第2号様式(建退共))に掛金収納書(以下「収納書」という)を添付すること。

なお、当初工事請負契約金額が500万円未満の場合においても本市が証紙購入状況を把握する必要があると 認めるときは、関係資料の提出を求める場合がある。

- (3) 正当な理由がなく建退共制度に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な請負者は、工事成績評定において考慮される事となる。
- (4) 下請契約における請負者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を請負代金中に算入するか、又は共済 証紙の現物交付をすることにより、建退共制度加入並びに証紙の購入及び貼付の促進に努めること。
- (5) 前号における請負者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合は、元請負者に建退共制度加入手続及び建退共制度関係事務の処理を委託する方法もあるので、元請負者は積極的に受託するよう努めること。
- (6) 請負者は、工事現場に建退共制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識を掲示すること。

11. 施工計画書の提出について

(1) 施工計画書の作成

請負者は、契約後速やかに監督員の指示に従って施工計画書を作成し提出すること。ただし、監督員が別に指示する場合を除いて、次のいずれかに該当する工事については、提出を要しない。

- ア 当初請負代金額が500万円未満の工事、又は当初工期が60日未満の工事
- イ 契約後、直ちに現場着手を要する等の緊急工事
- ウ 工事内容に基づき、監督員が提出を要しないと判断した工事
- (2) 施工計画書の記載事項等

施工計画書等記載事項は、横須賀市ホームページ > 入札の広場 > 検査情報に記載 (別表) のとおりとする。ただし、請負者は、施工計画書の提出を不要とした工事であっても、監督員が必要と指示する書面を速やかに提出すること。

(3) 計画工程表の作成

請負者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

(4) 実施工程との比較照査

請負者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに監督員へ報告すること。

12. ワンデーレスポンスの取り組みについて

(1) 本市では、請負者からの質問、協議に対して、基本的に「その日のうち」に回答するよう、ワンデーレスポンスに取組んでいる。

なお、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

(2) 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、請負者は協力すること。

13. 中間及び抜打ち状況調査の実施について

中間状況調査又は抜打ち状況調査は、検査員が随時行う。この場合、請負者は調査に協力しなければならない。

14. 下請負者について

- (1) 下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。
- (2) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対して法定福利費の内訳が明示された国の標準見積書等の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を含んだ契約を締結すること。

15. 一括下請けの禁止について

請負者は、本工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を 一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

16. 技術的事項について (別紙)

山中管理立坑昇降梯子設置工事特記仕様書

本工事の仕様は、当局水道工事共通仕様書(令和5年7月)に定められたもののほか、 当特記仕様書によるものとする。なお、共通仕様書内の付編Ⅱ及び付編Ⅲについては、水道 工事共通仕様書 付編書式(令和5年7月)を参照すること。

- 1 工事コストの表示について
 - (1) 工事請負額 1.000 万円以上の工事を対象とする。
 - (2) 工事請負額の表示は、工事現場に設置する「工事看板」に表示する。
 - (3)表示金額は、万円単位など分かりやすい単位とする。
- 2 公共建設発生土処分について
 - (1) 受入場所

処分地等の名称 : UCR (久里浜港)

場 所 : 横須賀市久里浜 8 丁目 2567 番 62

(2) 受入日時

受入日: 月曜日から金曜日の平日

(土曜日・日曜日・祝祭日・旧盆・年末年始は、休業です。)

受入時間 : 8:00~17:00

※悪天候、突発的事故により受入れが停止または、制限される場合がある。

(3) 受入単価

名 称: 土砂受入処分料(指定処分)

規格 1 : 普通土砂 (久里浜 UCR 処分場)

規格 2 : 処分費の対象

単 価: 地山1m3 あたり 4,572 円

(4) 久里浜UCR受入地に指定された地質分析等試験

地質分析等試験は、試料採取から分析、結果証明までを同一の分析会社が行うこと。

3 上砂検定費等について

土砂検定費(溶出28項目)、土砂検定費(含有9項目)及び六価クロム溶出試験の 単価には、諸経費、技術料及び報告書作成の一切の費用を含むため、その他の間接費の 対象とならない。

4 共通仮設費の対象外となる桁等購入費について

桁等購入費 表り なし

5 数値基準、単価世代及び積算参考資料について

数値基準、単価世代及び積算参考資料については、横須賀市ホームページ→総合案内 →水道・下水道→事業者のみなさまへ→設計積算に係る基準等(上水道)

内の「水道工事の数値基準等について」を参照すること。

6 共通単価について

共通単価については、横須賀市ホームページ→総合案内→水道・下水道→ 事業者のみなさまへ→設計積算に係る基準等(上水道)内の「<u>共通単価一覧表</u>」を参 照すること。

7 施工パッケージ型積算について

- (1) ダンプトラックの基準単価は、タイヤ損耗費及び補修費を含んだ金額が設定されているため、地区単価も建設機械等損料表の損料金額にタイヤ損耗費及び補修費を加算した金額で計上している。
- (2) 施工パッケージ型積算方式による一位代価表の積算注意事項は、市ホームページの 「施工パッケージ型積算方式による積算」を参照すること。
- 8 個人情報資料の借用について

工事に必要な個人情報に関する資料の借用にあたっては、以下の内容を明記した借用 願い(様式あり)を担当課長あてに提出すること。

- (1)借用期間
- (2) 借用する個人情報資料の項目
- (3) 個人情報の管理に関する責任者、個人情報を取り扱う工事従事者
- (4)貸出条件(取り扱いにあたる注意事項等)
- (5) その他監督員が必要とする事項
- 9 工事に関することについて
 - (1) 身分証明書の提示

請負者は顔写真、氏名、有効期限等を記載した身分証明書を発行し、給水管接続 替調整工等の業務に従事する者に身分証明書を常時携帯させなければならない。

上記業務に従事する者は、水道使用者等の住居その他を訪問する場合はこれを提示すること。また、監督員から請求があったときもこれを提示すること。

(2) 給水管接続替調整工の作業内容

- ア 現場調査
- イ 居住者及び土地所有者への工事説明及び掘削等の確認
- ウ 上記ア.イの実施内容の整理及び監督員への報告確認作業(宅地(私道)内掘 削確認表など)

(3) 試掘調査及び既設埋設物の近隣掘削について

舗装取りこわし工等を除き試掘調査及び既設埋設物の近隣掘削については、安全施工の観点から人力施工とする。ただし、状況により機械施工を行う場合は監督員と事前協議すること。

10 舗装版切断時に発生する濁水の処理について

(1) 処理方法

舗装版切断作業時に発生した濁水については、産業廃棄物の汚泥として処理すること。

(2) 条件

請負者は、産業廃棄物の汚泥の処分業許可を得ている業者と委託契約を締結しなければならないものとする。

また、請負者が、自ら運搬を行う場合を除き、産業廃棄物の汚泥の収集運搬業許可を得ている業者と委託契約を締結しなければならないものとする。

(3) 提出書類等

請負者は、施工計画書に舗装版切断時に発生する濁水の収集・運搬・処分に関する計画書、請負者と処分業者とで締結した委託契約書の写し及び処分業者の許可証の写しを添付すること。

また、請負者が濁水の収集運搬を委託した場合は、請負者と収集運搬業者とで締結した委託契約書の写し及び収集運搬業者の許可証の写しを添付すること。

なお、請負者は、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

11 別途発注される測量業務について

- (1)請負者は、本工事施工前に測量業務受託者と契約後速やかに打合せを行い、請負者 が責任をもって測量の工程が記入された実施工程表を作成すること。
- (2)請負者は、工事に伴い境界標等の移設(撤去)が生じた場合は、引照杭を設け、測量業務受託者の確認を受けること。
- (3) 測量業務受託者の行う境界標等の移設(撤去)及び復元に際しては、原則として本工事の現場代理人が立ち会って確認すること。
- 12 建設副産物実態調査の作業手順(元請業者が行う)について 別途添付の「建設副産物実態調査に係る特記仕様書」を参照とする。
- 13 基準書等の適用について

本工事は、以下の基準書等を使用し、積算している。

2) 土木工事標準積算基準書(土木工事編) 令和4年7月1日版

3) 積算参考資料(土木工事編) 令和4年7月1日版

4)建設機械等損料表 令和4年度版

5) 下水道用設計標準歩掛表

 第1巻 管路
 令和4年度版

 第2巻 ポンプ場・処理場
 令和4年度版

 第3巻 設計委託
 令和4年度版

14 しゅん工検査時に必要な書類について

しゅん工検査時は「管路工事しゅん工図書等提出物一覧表で指定している図書」及び、「工事履行報告書」を作成し、提出すること。なお、「工事履行報告書」は請負金額500 万円以上の場合のみ提出すること。

- 1)管路工事しゅん工図書等提出物一覧表 横須賀上下水道局 水道工事共通仕様書 令和5年7月の別冊
- 2) 工事履行報告書

横須賀市ホームページ>市政情報>契約・検査>検査・工事積算情報>検査情報 >工事関係書類 15 法定外の労災保険について

本工事の現場管理費には、法定外の労災保険の経費を含んでいるので、その写しを提出すること。

16 下検査の実施について

しゅん工検査前に、現場代理人が立合いの上、上下水道局が実施する下検査を受けなければならない。

17 家屋使用者名を含まないしゅん工図の提出について

「管路工事しゅん工図書等提出物一覧表」で指定しているしゅん工図に加え、家屋 使用者名を含まないしゅん工図を以下の通り作成し提出すること。

- (1) 提出する図面は「平面図」、「断面図」、「オフセット図」とする。
- (2) 家屋使用者名のみを非印字とし、その他印字内容はしゅん工図と同じとする。
- (3) 用紙サイズはしゅん工図と同じとする。
- 18 検便の実施について

水道法第21条により作業員の検便を以下のように、着工前にその結果を監督員に提出すること。(有効期限6か月)

(1) 検査項目

赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、病原性大腸菌0-157

(2) 報告書記載内容

氏名、性別、年齢、成績、検査機関名

- 19 山中管理立坑昇降梯子設置工事施工内容について
 - (1) 現場確認

製作前に現場と設計図(寸法等)を確認すること。

(2) 既設足場の撤去

立坑内にある既設設備に、損傷が無いように養生をすること。

(3) 新設ステンレス製梯子の設置

(梯子の仕様は、原則として次のとおりとする)

梯子と踊り場の耐荷重は120Kg以上とし、梯子幅は400mm以上、蹴上は300mmを標準とする。 材質は、SUS329J4Lとする。

SUS溶接部酸洗仕上とする。

5 m以内毎に踊り場を設けること。

梯子(天端①を除き)には、転落防止用のかごを設けること。

(アンカーの仕様は、原則として次のとおりとする)

図面寸法は参考値である為、アンカーの径と長さについては、施工前に協議した上で、設計をすること。

- 20 立坑昇降梯子工事施工管理について
 - (1) 作業者は、フルハーネス特別教育の資格を有すること。
 - (2) 労働安全衛生法第14条に基づく酸素欠乏危険作業主任技術者を選任すること。 また、労働安全衛生法施工令別表第6の酸素欠乏危険個所に該当するため、法令を遵守し

酸素欠乏等に起因する事故防止に努めること。

21 梯子の保証について

梯子の保証期間を明記した保証書をしゅん工時に提出し、保証期間中に材料または施工上の 欠陥により、破損等が生じた場合は無償で補修を行うこと。

ただし、以下の項目は保証の対象外とすることができる。

- ・適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する欠陥
- ・改造などにより施工当時の状態を変更したことに起因する欠陥
- ・保守点検や調査にかかる費用
- ・天変地異等の不可抗力に起因する欠陥
- 22 消耗品、交換部品について

作業に使用する機器、消耗材及び軽微な部品交換は請負者の負担とする。

23 工事日報について

作業日報を提出すること。FAX提出可能。作業結果を逐次監督員に報告すること。

24 事故防止について

本作業は、水道用地内での作業となるため、火器の取り扱い、盗難侵入防止及び作業員の負傷等の各種事故防止について、万全の安全対策等の措置を講ずること。

25 その他

上記の内容について疑義が生じた場合は、別途監督員と協議するものとする。

建設副産物実態調査に係る特記仕様書

1 元請業者は、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上(税込)の工事(調査対象となる 建設資材の利用及び建設副産物の発生・搬出がない工事は除く)は、次項の建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工 事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・ 搬出量のみを記入する。

本調査の対象品目は、表1の通りである。

表1 調查対象品目

対象	調查対象品目	備考
	コンクリート	
	コンクリート及び鉄から成る建設資材	
搬入	木材	
7	アスファルト混合物	
る	土砂	
設	砕石	
入する建設資材	塩化ビニル管・継手	
121	石膏ボード	
	その他の建設資材	
	コンクリート塊	
	建設発生木材A(柱、ボードなどの木製	建設発生木材等のうち、解体木くず、新築
	資材が廃棄物となったもの)	端材木くず等が該当する。
	アスファルト・コンクリート塊	
	その他がれき類	
		建設発生木材等のうち、建設工事(工作物
	建設発生木材B(立木、除根材などが廃	の新築、改築又は除去に係るものに限る。)
V	棄物となったもの)	に伴って副次的に得られる伐木材、伐根を が該当する。
搬	建設汚泥	が該当りる。
搬出する建設副産	是	 現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出
る	混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物)	の間に分別された場合には、分別後の品目
設		が発生したものとみなす。
副	金属くず /	
座 物	廃塩化ビニル管・継手	
	廃プラスチック(廃塩化ビニル管・継手	
	を除く)	
	廃石膏ボード	
	紙くず	
	アスベスト (飛散性)	
	その他の分別された廃棄物	
	第一種~第四種建設発生土及び浚渫土	
	(建設汚泥を除く)	

- 2 建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。
- (1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページhttp://www.recycle.jacic.cr.jp/から建設副産物情報交換システムにログインする。

システムの操作方法については、「各種マニュアル」ページ内の「建設副産物情報交換システム」の操作マニュアル「排出事業者用」を参照する。

- (2) 当初契約時点でのデータを入力する。(「再生資源利用(促進)計画書―建設リサイクルガイドライン様式―」の作成)
- (3) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書(計画)」を印刷し、監督員に提出する。
- (4) 建設副産物情報交換システムから出力する等して、「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書に添付するとともに監督員に提出して説明すること。
- (5) 受注者は再生資源利用促進計画書および再生資源利用計画書を工事現場の公衆が見やすい場所 に掲示すること。
- (6) 工事完成時に実施書(最終データに修正)に書き換える。
- (7) 各種書類の印刷により、「チェックリスト」を出力し、必須エラーが発生していないことを確認する。
- (8) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書(実施)」を印刷し、監督員に提出する。
- (9) 建設副産物情報交換システムから出力する等して、「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を作成し、監督員に提出するとともに、その内容を報告すること。
- (10) 再生資源利用促進計画(実施)書及び再生資源利用計画(実施)書は、5年間保存すること。
- (11) 建設副産物情報交換システムに工事情報を登録した場合は、建設リサイクル法に基づく再資源 化報告書は監督員に提出されたものとみなす。

3 データ入力上の留意点

(1) 建設発生土の入力値について

建設発生土については、埋戻しなどのように、現場内利用がある場合には、建設副産物発生・搬出(一種発生土~浚渫土)には、「地山m3」で入力し、建設資材利用(土砂)には、「締めm3」(表2、土量の変化率Cを考慮)で入力する。

**	表	2		土量の変化	率C
	 rara.		-		

レキ質	土	砂質土	及び砂	粘性	生土	岩塊 玉石	
レキ	レキ質土	砂	砂質土	粘性土	高含水比		
			(普通土)		粘性土		
0. 95	0. 90	0. 95	0.90	0. 90	0.90	1.00	

軟岩 I	軟岩Ⅱ	中硬岩	硬岩 I
1.15	1. 20	1. 25	1.40

(例)

掘削 100m3

埋戻し 20m3 (締めm3)・・・「土砂 建設資材 利用量(A)」欄に入力する。

22m3 (地山m3)・・・「一種発生土~浚渫土 ②利用量」欄に入力する。

20 m3/変化率C(仮に0.9とする)=22 m3

処分 78 m3 (地山m3)・・・「一種発生土~浚渫土 ④現場外搬出量」欄に入力する。

 $1\ 0\ 0\ m_3 - 2\ 2\ m_3 = 7\ 8\ m_3$

(2)建設資材利用について

- ア 建設リサイクル資材を利用する場合は、建設資材利用の欄に以下の方法により入力する。
 - ・表3にまとめる調査対象品目の分類ごとに建設リサイクル資材をそれぞれ入力する。建設リサ イクル資材の品目名については、神奈川県の建設リサイクル資材認定資材一覧表(以下、認定一 覧表という)を参照する。

表3 調査対象品目と建設リザイクル資材品目名							
調査対象品目(建設資材の「分類」)	建設リサイクル資材の品目名						
土砂(建設汚泥処理土)	再生改良土						
工砂(建成行化处理工)	再生流動性埋戻材						
アスファルト・コンクリート	再生加熱アスファルト混合物						
砕石	再生骨材等						
	再生コンクリート二次製品(無筋) ※						
コンクリート	再生舗装用ブロック						
	(平板、インターロッキングブロック、レンガブロック等)						
コンクリート及び鉄から成る建設資材	再生コンクリート二次製品(有筋) ※						
木材	再生木質ボード						
	再生集成材・合板						
塩化ビニル管・継手	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管						

※再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が無筋コンクリートの場合、調査対象品目の うち「コンクリート」に、再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が有筋コンクリート の場合、調査対象品目のうち「コンクリート及び鉄から成る建設資材」に入力する。

- ・「規格」は認定一覧表の「寸法・規格等」を入力する。
- 「再生資材の供給元施設、工事等の名称」については認定一覧表の「製造工場」を入力し、 「再生資材の供給元場所住所」については、認定一覧表の製造工場の住所を入力する。
- ・「再生資材利用量」は、利用量と同じ値を入力する。
- 新材を利用する場合は、調査対象品目の中で箇所を変えて入力する。また、その際の「再生資材 利用量」には0を入力する。
- ウ RC-10 (再生砂) を利用する場合は、「土砂」の「再生コンクリート砂」欄に入力する。
- (3) 建設副産物発生・搬出 (コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材 A·B、建設汚泥、建設発生土(第一種~第四種建設発生土及び浚渫土))について
 - ア コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を神奈川県のコンクリート塊等処理指定工場 に搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化 施設)」と選択する。
 - イ 建設発生木材等のうち解体木くず、新築端材木くずを神奈川県の建設発生木材等再資源化指定 事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材A(柱、ボードなどの木製資材が廃棄物に なったもの)」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラ ント以外の再資源化施設)」と選択する。
 - ウ 建設発生木材等のうち伐木材、除根材を神奈川県の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定 施設に搬出する場合は、「建設発生木材B(立木、除根材などが廃棄物となったもの)」欄に入 力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施 設)」と選択する。
- エ 建設汚泥を一部であっても改良土等に処理している施設などに搬出する場合は、「搬出先 の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。
 - オ 再利用が決まっている建設発生土を仮置き場に搬出する際は、「搬出先の種類のコード」を5 工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がある場合)」と選択する。

施工時期が真夏日となる場合の現場管理費補正の試行に関する特記仕様書

1 対象期間

工事の始期(契約日)から工事の終期(しゅん工届が提出される日)までの期間とする。 なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を 一時中止している期間は含まない。

2 真夏日の算出

受注者は、指定の様式を用いて真夏日にあたる日数を算出し、その算出結果を監督員へ報告するものとする。

3 現場管理費の補正

本補正は、受注者が経費補正を希望した場合に適用する。

現場管理費の補正は、指定の様式を用いて真夏日率及び補正値を算出し、現場管理費率に 加算する。なお、補正は変更契約において行う。

4 提出書類及び提出期限

受注者は、しゅん工届提出日の20日前までに、指定の様式を用いて作成した以下の報告書 を監督員に提出するものとする。

- ① 真夏日率等算定表
- ② 最高気温観測結果

5 様式ほか資料

施工時期が真夏日となる場合の現場管理費補正の試行に係る報告様式、要領およびQ&Aは、横須賀市のホームページ「設計積算に係る基準等(上水道)」で確認すること。

https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/6940/jigyousya/sekisan/suidoindex.html

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な取得等)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正な管理)

- 第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の 個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。
- 3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報と それ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。
- 4 乙は、委託者(以下「甲」という。)の指示または承諾があるときを除き、個人情報 を乙の事業所内から持ち出してはならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第5章(行政機関等の義務等)の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報に関する秘密の保持)

- 第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は 解除された後においても同様とする。
 - 2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ること なく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのな いように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目 的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために 甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

(資料等の返還、引き渡し若しくは消去)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、 複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解 除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただ し、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該 個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

- 第9条 乙は、外部サービス(クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。)であって、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意することで利用可能となり、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの(以下「約款等による外部サービス」という。)を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。
 - (1) 外部サービスの名称
 - (2)外部サービスの提供者
 - (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
 - (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
 - (5) 外部サービスの利用の期間
 - (6) 外部サービスの利用が必要な理由
 - (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容
- 2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

- 第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。
 - (1) 再委託の相手方
 - (2) 再委託を行う業務の内容
 - (3) 再委託で取り扱う個人情報
 - (4) 再委託の期間
 - (5) 再委託が必要な理由
 - (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
 - (7) その他甲が必要と認める事項
- 3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方(以下「再受託者」という。)に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。
- 5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の

求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個 人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告等)

- 第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙(再受託者を含む。) に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、 又は乙(再受託者を含む。)の事務所に立ち入ることができる。
- 2 乙 (再受託者を含む。) は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたとき は、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 第12条 乙(再受託者を含む。)は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故 (以下「漏えい事故」という。)が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったとき は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は 解除された後においても同様とする。
- 2 乙(再受託者を含む。)は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。 (契約の解除)
- 第13条 甲は、乙(再受託者を含む。)が本特記事項に定める事項に違反した場合若しく は義務を怠った場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる ものとする。

(損害賠償)

- 第14条 乙(再受託者を含む。)は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲の求めに応じその損害を賠償しなければならない。 (補則)
- 第15条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

施工条件明示事項

工事名 山中管理立坑昇降梯子設置工事

- 1. 当該工事の施工条件明示事項欄の、下記表□内黒塗り部分が作業に当って、特に制約を受けることになるので明示する。 又、明示されていない事項で請負者が、施工条件に該当すると思われる場合には、その都度監督員と協議すること。
- 2. 明示事項内容及び参考欄の内、参考と記載している箇所は見積り参考数値で、作業制約条件ではない。

明示 項目		明示事項	明示事項内容及び参考
		他の工事の開始又は完了の時 期による影響	
工			
程関	- 1	施工時期、施工時間及び施工方法の制限 (準備工期の設定等)	1) 対象施設については供用中であるため、管理者が指定した施工時期に則り、すみやかに着手すること。
係		関係機関等との協議の未成立	
		関係機関等との協議条件による 影響	
		地下埋設物、埋蔵文化財等の事 前調査及び移設期間	
		設計上、見込んでいる休日日数 等以外の作業不能日数	
		工事用地等の未処理部分	
用用		工事用仮設道路・資機材置き場 用の民有地等の借地	
地関		発注者が借り上げた土地の使用	
係		工事用地等の使用終了後にお ける復旧内容	
		工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)対策	1) 設計図書に示すとおり、排ガス対策型機械等を使用すること。
周公辺等		水替え・流入防止施設	
環境水	7	濁水、湧水等の処理対策	
関等係		事業損失防止関係	
		交通安全施設等の指定	
		 近接工事での施工方法、作業時 間等の制限	
		落石、土砂崩落等に対する防護 施設	
安安		 交通誘導警備員、警戒船等の保 安設備、保安要員の配置	
安全対策関係			
策	· '.		
係			
		有毒ガス及び酸素欠乏等の換 気設備等対策	1)酸素欠乏等危険作業主任者を選任すること。 2)立坑内の酸素濃度測定及び換気を実施すること。

明示 項目		明示	事	項	明示事項内容及び参考
		工事用資機材等 用期間等の制限	の搬え	人経路、使	
工道		搬入路の使用中 処置	及び位	吏用後の	
事路		仮設道路の設置	Ĺ		
用関係		一般道路の占用]		
		仮設物(仮土留	、足場	等)の他工	
		事への転用若し仮設備の構造及			
仮設		指定			
備関					
係		 仮設備の設計条	条件の打	旨定	
· : .		残土の受け入れ	及では	で 置き 場 所	
7-1-		までの距離、時	間等の	処分条件	
建 設		建設副産物の理	1 1 B F La	るの更利	
建設副産		用及び減量化	2%/	での円利	
物関)	
係	<u></u>	建設副産物及で 処理	が建設	発棄物の	1) 設計図書のとおりとし、受入条件については受入先条件による。
□ 薬入		薬液注入工法の	D施工		
来 液 漢 注 係		周辺環境への調	間査		
		占用物件の有無 等による工事支	張及び 障物の	占用物件 存在	
工事物	_	地上、地下等の	上田丛	4化丁重レ	
支件障等		の重複施工	шин	111 T 4 C	
2		工事用資機材の き)保管	及び仮置	
		工事現場発生品	h .		1) 設計図書に基づき、適切な処分を行うこと。
			<u> </u>		
	-	支給材料及び貨			
		関係機関・自治事協議に係る条	体等と :件等	の近接工	
		架設工法の指定	Ē		
その		工事用水、電力	等の指	定	
他		新技術·新工法 定	・特許	工法の指	
		部分使用			
		給水の必要			
		電子納品対象	L事特	記仕様書	
		その他			1)本工事の仮設足場は設置済みである。既設仮設足場は本工事内で撤去をすること。 2)道路幅員が狭いため、搬入車両の選定時は注意すること。

山中管理立坑昇降梯子設置工事 工 事 設 計 書

単価適用	日 令和	15年8月1日											総括表
令和 5	年度	工事番号				課長	係長等	予算打	担当	係長等	係長等	審査	設計
工事	名	山中管理	山中管理立坑昇降梯子設置工事										
ブロック番号		8300	工 事 場 所 横須賀市山中町75番地7										
予算科目			資本	款的支出		項 改良費		目 節 配水施設整備事業費 配水管整備費			備費	細節 工事請負	
エ	上記敷均		理立坑内に	こ昇降梯子を調	工事に伴う施設 設置するもので		•						
事			E who live	記									
概			昇降梯	子設置工 1	式								
要													
	工	期 自令和 至令和											
工事日数	150	B											

設計基本情報

設計情報

設計書番号	070010
設計種別	当初設計
工事名	山中管理立坑昇降梯子設置工事

諸経費情報

単価世代	令和5年8月1日
基準年度	令和5年8月
単価採用地区	横須賀
諸経費の工種	構造物工事 (浄水場等)
施工地域補正	補正無し
前払金支出割合	40 %
契約保証費	金銭的保証 0.04%
週休2日工事補正	補正なし

積算数量等情報

その他情報欄

(070010-0)														
			本	エ	事	内	訳	書		工種:				
費目	工種	種 別	細	別 /	規格		単位	数量	単	工種: 価	金	額	摘	要
直接工事費		1.22		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	// 1111		式	1					11.4	
共通仮設費							式	1						
	共通仮設費率計算額						式	1						
純工事費							式	1						
	現場管理費						式	1						
		現場管理費率計算額					式	1						
工事原価							式	1						
	一般管理費等						式	1						
		一般管理費率計算額					式	1						
		契約保証費					式	1						
工事価格							式	1						
- 11-11-1	工事価格積上額						式	1						

- 1 -

(07001)	0 - 0	'n

070010-0)									
				本 工 事 内	訳	書			
費目	I. :	種	種 別	細別 規格	単位	数量	工種:	金額	摘要
			,	スクラップ評価額		1			第4号内訳書, A0004//2
費税相当額					式	1			
工事費					式	1			

(070010-0)								
			直接工事費	内訓	書 另			
# 0 7	14	15 80				工種:	A street	Liste and
費目工	種	種 別	細別/規格	単位	数量	単 価	金 額	摘要
早降梯子設置工				式	1			Y0001//1
材料費				式	1			第1号内訳書, A0001//4
内行真				14	1			
設置工				式	1			第2号内訳書, A0001//5
既設足均	易撤去工			式	1			第3号内訳書, A0001//6
直接工事費計								

- 3 -

(07001)	(0-0)
(0100)	10-07

(070010-0)								
昇降梯子設置工 第1号内訳書 40001-0000-04	材	料費	1式当り	内訳書		種別: 形状: 備考:		
名 称	規格	単位	数 量	単	価	金額	摘	要
梯子(天端①)	SUS329 W450×P300 2550H アンカー含む	組	1				V0001//1(特)	
梯子 (上段②・中段③)	SUS329 W450×P300 5770H アンカー含む	組	2				V0001//22(特)	
梯子(下段④)	SUS329 W450×P300 5485H アンカー含む	組	1				V0001//24(特)	
踊り場	SUS329 1700×900 1100H アンカー含む	組	3				V0001//23(特)	
合 計		式	1					

昇降梯子設置工 第2号内訳書 A0001-0000-05	設	置工	1式当り	内訳書			種別 形状 備考	:	
名 称	規格	単位	数 量	単	価	金	額	摘	要
梯子設置 (天端①)	SUS329 W450×P300 2550H ブンカー工含む	式	1					V0001//4(特)	
梯子設置(上段②・中段③)	SUS329 W450×P300 5770H 7ンカ-工含む	式	1					V0001//5(特)	
梯子設置(下段④)	SUS329 W450×P300 5485H 7ンカ-工含む	式	1					V0001//27(特)	
踊り場設置	SUS329 1700×900 1100H アンカー工含む	式	1					V0001//6(特)	
合 計		式	1						

- 5 -

(070010-0)

070010-0)											
昇降梯子設置工 第3号内訳書 10001-0000-06		既認	足場	湯撤去:	工	1式当	り内訳	書	種別: 形状: 備考:		
名 称	規	格	単位	数量	Ł	単	価	金	額	摘	要
既設足場撤去			式	1						V0001//25(特)	
見場発生品及び支給品運搬	片道運搬距離8.3km かーパ 平均積載質量0.9 t	表置付2 t 積2 t 吊	回	1						第1号代価表, SZD017//3 令和4必携第1編1-2-3-3	
合 計			式	1							
			1	1				1		1	

(070010-0)										
第4号内訳書 A0004-0000-02			スク	フラッ	ノプ評価額	頂 1当	り内訳	書 種別 形状 備考	:	
名	称	規	格	単位	数量	単	価	金額	摘	要
スクラップ費		金属くず (足場材)		kg	900	·	,		V0001//28(特)	
合 計					1					

- 7 -

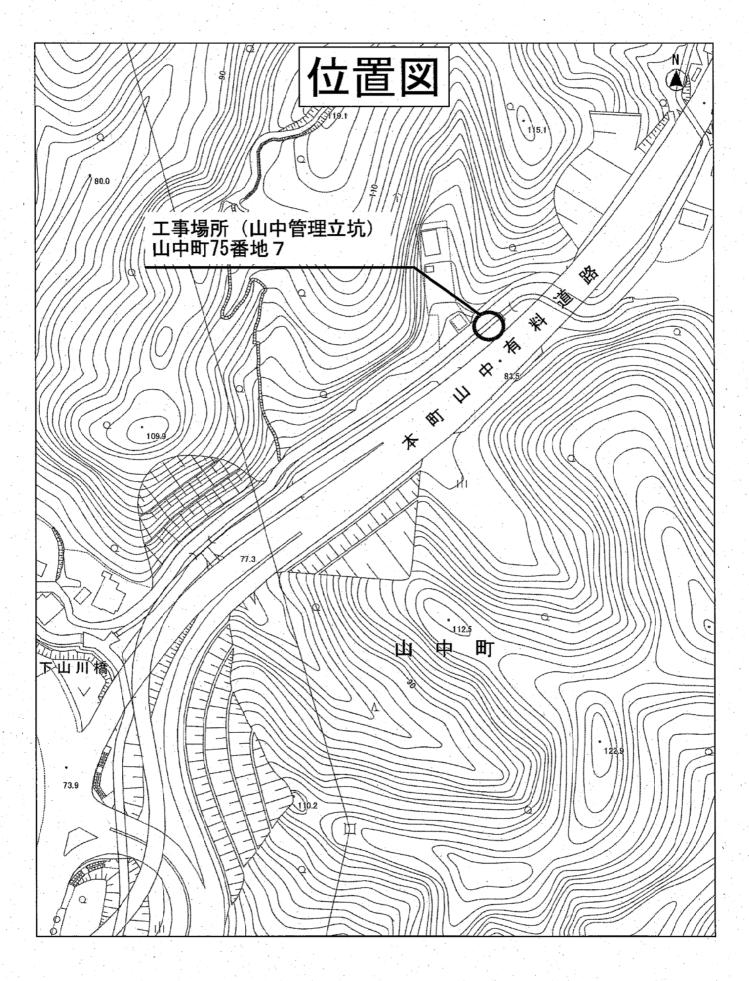
(07001	0-0)
--------	------

70010-0)	Ŧ目 t:	 場発生品	及で芸	公旦 演		ヨ坐り				種別 :片道運搬距離8.3km /V-2装置付2 t 積2 t 吊
第1号代価表 20017-0000-03										形状:平均積載質量0.9 t 備考:令和4必携第1編1-2-3-3
名称	規	格	単位	数 量	単	価	金	額	雑	摘要
										R0200
产通作業員			人	0.146						県単価・R0102
ラック(クレーン装置付)運転	クレーン装置付 2t利	責 2t吊	時間	0.778						第2号代価表, SM140//1 令和4県機械運転 機-1
者維費			式	1						Z9000
計			回	1						
単位 当 り			回	1						
				1						

第2号代価表 SM140-0000-01	2号代価表 トラック (クレーン装置付) 運転 1時間当り										種別:クレーン装置付 2t積 2t吊 形状:	
SM140-0000-01 名	称	規	格	単位	数量	単	価	金	額	雑	備考:令和4県機械運転 機-1 摘 要	
78	.61.	796	111	7-12	» ±	-	Ilmi	312.	HA	ηш.	That The	
											R1400	
特殊運転手				人	0.17						R1400 県単価・R0114	
											T0710	
軽油				リットル	4. 2						県単価・Z006702002	
トラック損料		クレーン装置付2:	· 4 · 0 · □	時間	1						M0443 機械損料・03-02-021-022-001	
P799/損科		クレーン装直刊2	t 惧 2 t 市	時间	1						核機関科・03-02-021-022-001	
											Z9000	
諸雑費				式	1						29000	
合 計				時間	1							
W 11- M 10				74.00								
単位当り				時間	1							

見積参考資料

	—— 特 有	基礎単	価 一 覧		
名 称 / 規 格	単位	数量	単価	金額	摘要
梯子(天端①) SUS329 W450×P300 2550H 7/カー含む	組	1	290, 000		V0001//1 局独自
梯子設置 (天端①) SUS329 W450×P300 2550H 7/カー工含む	式	1	81, 000		V0001//4 局独自
梯子設置 (上段②・中段③) SUS329 W450×P300 5770H 7ンカー工含む	式	1	950, 000		V0001//5 局独自
踊り場設置 SUS329 1700×900 1100H アンカー工含む	式	1	2, 100, 000		V0001//6 局独自
梯子 (上段②・中段③) SUS329 W450×P300 5770H 7/カー含む	組	1	726, 600		V0001//22 局独自
踊り場 SUS329 1700×900 1100H アンカー含む	組	1	883, 300		V0001//23 局独自
梯子 (下段④) SUS329 W450×P300 5485H 7ンカー含む	組	1	703, 300		V0001//24 局独自
既設足場撤去	式	1	960, 000		V0001//25 局独自
梯子設置 (下段④) SUS329 W450×P300 5485H 7ンカー工含む	式	1	490,000		V0001//27 局独自
スクラップ費 金属くず (足場材)	kg	1	-30		V0001//28 局独自



工事名 山中管理立坑昇降梯子設置工事 工事場所 横須賀市山中町75番地7